

鳥取市PTA連合会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市PTA連合会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市PTA連合会における人材育成及び調査研究活動を支援し、本市の児童・生徒の健全育成や家庭・地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）及び本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ別表に定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業から除く。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内で算定し、補助金の額は200千円を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を必要としない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第9条 規則第11条ただし書きの規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行われなければならない。

- 2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号とする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、本補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により本補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年度の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助対象事業から適用する。

別 表 （ 第 3 条 関 係 ）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費
(1) P T A 連合会の事務局運営に係る事業 (2) 市立学校、各単位 P T A、その他社会教育関係団体間の連絡調整に関する事業 (3) 社会教育に関する研究調査に関する事業 (4) その他社会教育の振興に必要と認められる事業	鳥取市 P T A 連合会	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 委託費 (7) 使用料 (8) 賃借料 (9) 備品購入費 (10) その他市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第6条、第10条関係）

鳥取市PTA連合会補助金事業計画（報告）書

1. 事業計画（報告）

団体名	
代表者名	
事業内容	
備考	

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用	活用補助金名	補助対象事業内容	問い合わせ先
有 ・ 無			

様式第2号（第6条、第10条関係）

鳥取市PTA連合会補助金収支予算（決算）書

①収入の部

[illegible]

②支出の部

[illegible]

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け鳥取指令受 第 号により交付決定を受けた鳥取市PTA連合会補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

1 住所

2 氏名

3 補助事業名

4 補助金確定額

円

5 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳
円)

(単位 :

区 分		課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	合 計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。